

ISOを知る、伝える、広げる、会報誌

ISONET

center for better living

Vol.99



東京には桜を愛でる江戸・東京の文化が造った数々の桜の名所がある。
その一つ「外濠沿いの桜」も今春人々の目を楽しませた。(写真は飯田橋付近)

新センター長ごあいさつ

登録組織の皆さまの
より良いパートナーとして、
「信頼」を認証という形でお届けします。

一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター
センター長 東ヶ崎 清彦

ISO改正特集

要求事項が共通化する
2015年改正

ISOマネジメントシステム規格の
ユーザビリティが進化する

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 奥野 麻衣子 氏

北から南から

新規登録組織

2013年12月度～2014年2月度

登録組織からのお喜びと抱負の言葉を紹介

Seminar Information

- ・第2回ISO9001/ISO14001規格改正
についての説明会
- ・規格改正を視野に解説
ISO9001品質マネジメントシステム
内部監査員養成研修会(2日コース)

一般財団法人

ベターリビング システム審査登録センター(BL-QE)

新センター長 ごあいさつ



登録組織の皆さまの
より良いパートナーとして、
「信頼」を認証という形で
お届けします。

前任の有馬正子に代わり、2014年4月1日、一般財団法人ベターリビング システム審査登録センターのセンター長に就任しました。これまで審査の場で、或いは副センター長としてお目にかかった多くの登録組織の皆さまにも改めてご挨拶申し上げます。

私たちは第三者認証機関として、組織の皆さまに「信頼」を認証という形でお届けすることを使命に、皆さまの将来への発展を第一に考えております。そして今後は、よりきめ細やかな対応を目指し、それぞれの組織に専任の担当者を任命し、審査のご案内から受付け、報告書の発送、日頃

のお問い合わせまで一貫してお任せいただき、皆さまのパートナーとして、末長くお付き合いいただけるよう鋭意努力してまいります。

私は茨城県水戸出身の「水戸っば」です。喧嘩は嫌いで、理屈も得意ではないですが、水戸っば気質の骨っぽさは信条です。水戸光圀公が諸国を行脚しながら世直しをしたように、私も日本全国の組織の皆さまとともに、明るい未来を築くお手伝いをさせていただきたいと願っております。どうぞ、筋を貫く骨っぽい「水戸っば」に、お気軽にお声がけくださいますようお願い申し上げます。

一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター

センター長 東ヶ崎 清彦

北から 南から

新規登録
組織

■2013年12月度

●ISO 9001:2件 ●ISO 14001:0件 ●ISO/IEC 27001:0件 ●OHSAS 18001:0件

■2014年1月度

●ISO 9001:0件 ●ISO 14001:0件 ●ISO/IEC 27001:0件 ●OHSAS 18001:0件

■2014年2月度

●ISO 9001:3件 ●ISO 14001:2件 ●ISO/IEC 27001:1件 ●OHSAS 18001:0件

詳しくは、ベターリビングホームページをご覧ください。

2013年
12
月度

ISO 9001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
Q1519	株式会社 二葉建設	和歌山県紀の川市	土木構造物の施工
Q1520	株式会社 アサノ	東京都中央区	建築設備の施工

2014年
2
月度

ISO 9001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
Q1521	保全工業 株式会社	東京都新宿区	建築物の修繕工事及びマンション管理業務
Q1522	王子電機 株式会社	埼玉県川口市	システム電気品及びロボットシステム製品の設計・製作及び付帯サービス
Q1523	株式会社 アルボレックス	徳島県徳島市	木質系建築構成材の設計・開発及び製造

ISO 14001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
E420	八木建設 株式会社	埼玉県本庄市	建築物の設計、工事監理及び施工 土木構造物の設計及び施工
E421	株式会社 アルボレックス	徳島県徳島市	木質系建築構成材の設計・開発及び製造

ISO/IEC 27001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
IS058	株式会社 テイクワット	愛知県名古屋市中	システムの開発およびパッケージの販売、保守業務、 システムコンサルティング、WEBショップでの販売

ISO9001・ISO14001・ISO/IEC27001・OHSAS18001 認証登録

お喜びと抱負の言葉

2013年12月に、ISO9001の認証登録をされた組織の方からのお喜びと抱負の言葉をご紹介します。



Q1520 株式会社 アサノ

QMS運用により、一層の顧客満足向上を目指す



取締役社長
浅野 義仁 様

弊社は空調衛生設備の施工管理を主業とし、本年創業15年を迎える若い企業ではありますが、経験豊富なスタッフによる技術者集団として、多様な分野のお客様より信頼を頂戴して参りました。しかしながら、現況に満足することなく、

より一層のお客様満足の向上と会社体質の改善・強化を目的とし、ISO9001取得に至りました。この度のQMS構築、運用により、より良き住環境の実現と社会に貢献する企業を目指して参りたいと思っております。

要求事項が共通化する 2015年改正



2015年、ISO9001とISO14001が改正されます。ISOマネジメントシステム規格ごとに異なる構造を共通化し再構成することで、複数同時でも企業が導入しやすく、また経営計画や事業戦略との統合を高めることなどが期待される改正です。今回はISO/TMB/TAG13-JTCG on MSS(マネジメントシステム規格の合同技術調整委員会)のエキスパートおよび国内委員会委員として、ISO MSS(ISOマネジメントシステム規格)の上位構造・共通テキスト・共通用語等の開発に携われた、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの奥野麻衣子氏に、改正作業のプロセスをお話いただくとともに、改正の目的や構造共通化の内容、改正による登録組織へのメリットなどを伺いました。

奥野 麻衣子氏 プロフィール

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 東京本部 環境・エネルギー部 副主任研究員。専門分野は、環境経営戦略・CSR戦略、欧州環境政策、国際標準化交渉(ISO/TC207/SC1 関連日本代表エキスパート)。ISOマネジメントシステム規格(MSS)の整合化を検討するISO/TMB/TAG13-JTCG on MSS のエキスパートおよび国内委員会委員として、ISO MSSの上位構造・共通テキスト・共通用語等の開発に貢献。ISO/TC207/SC1(環境マネジメントシステム)のエキスパートおよび国内委員会委員として、現在進行中のISO14001改正作業を担当している。

事務局まかせのISOMS対応から脱却。 組織経営のビジネスツールへと変化する

今回の改正内容で、登録組織に注目してほしい部分はどこですか？

ISOマネジメントシステム規格の構造が共通化され、経営層にとってわかりやすい構造となりました。章立ての全体像は後で説明しますが、例えば新たに「組織の状況」(4章)と「リスク及び機会への取り組み」(6.1)が章立てに加わります。4章の組織の状況を理解するといった内容などは、組織や事業を取り巻く変化へ対応する経営のための構造を備えたという意味で、これまでにはない大きく変化した部分といえるでしょう。事務局の対応だけで行ってきたISOマネジメントシステムとは違ったモデルとなっていることが重要な点です。

また、5章「リーダーシップ」で示している、事業プロセスへの統合をトップマネジメントが確実にすることも注目してほしい内容です。品質や環境などの要求事項と通常の事業経営、組織運営をダブルスタンダードでやっているのは辛いものになってしまいます。ここではトップ自身の責任として経営の一環として環境対応などを行うよう促す内容を盛り込んでいます。その点も重要で、意識改革が必要なところといえるでしょう。

形骸化している感があったISOマネジメントシステムが、改正によって本来の価値を取り戻すようになるのですか？

もちろん、汚染を出さないと法律を遵守するとかについて、

いまの規格でも効力があるのは確かです。ただし、それだけではなくて、例えば環境問題は今や企業としての経営戦略レベルの問題ですので、それに取り組みなければ企業は生き残れません。そうだとすれば、ISOの事務局に任せるだけ、現場の細かい改善活動に頼るだけといったレベルの取り組みではなく、それらを経営者がビジネスに組み込んでいくためのツールとしてISOマネジメントシステム使ってもらいたい。改正される規格はそれに応える内容になっているはずです。

MSS(ISOマネジメントシステム規格)の増加を受け、ユーザーにとってのわかりやすさを 目指して要求事項の共通化検討が始まった

それでは、共通テキストとして要求事項を共通化していく経緯を教えてください。

昔から品質と環境のMSSの間では整合化の努力が行われていたのですが、2006年ごろに、ISO9001とISO14001だけでやってきた整合化の活動をほかの規格へも広げようということで、共通化が決定。ISO/TMB(技術管理評議会)がJTCG(合同技術調整委員会)という横断的な技術調整のための諮問グループを立ち上げたという流れです。JTCGは2007年に始まりましたが、私が参加したのは、ISOマネジメントシステム規格の整合化に関するビジョンの案ができ、タスクフォースが立ち上がった2008年からです。

共通テキストが発行されたのはいつですか？

最終的には2012年5月にISO/IEC Directives(専門業務用指針)の改正として発行されました。要求事項を共通化した共通テキストなどは、この指針の附属書SLのAppendix2に記載されています。この附属書SLは、ISOマネジメントシステム規格を作成する際に必要な手続きなどを示した指針です。原則として、規格の新規作成や改正の際にはAppendix2の共通部分に従うこととされています。一般的な規格ユーザー向けのものではありませんが、公開文書なので、閲覧することが可能です。※

附属書SL Appendix2に記載されている章立ては全10章から成っており、4章以下に続く「組織の状況」、「リーダーシップ」、「計画」、「支援」、「運用」、「パフォーマンス評価」、「改善」の各箇条(章立て)が、上位構造、High Level Structure(HLS)と呼ばれるところです。

※<http://www.jsa.or.jp/stdz/mngment/mngment03.asp>

今後の規格作成・改正に強制力を持つ 共通テキストづくりのインパクトを考慮

共通化するために上位構造でどのようなことを考えたのですか？

ISOマネジメントシステム規格の共通テキストを作るにあたり、JTCGではこのテキストがどのような意味を持つのか、最初に話し合いました。共通テキストの強制力についてです。

整合化のビジョン案には、テキストや用語の定義はもとより、箇条タイトルやその順序も共通化するということや、この共通化は、これから新規に作るISOマネジメントシステム規格だけではなく、既存の規格でも改正する際には使うものとする、といったことが含まれていました。これは全てのMSS(マネジメントシステム規格)に大きなインパクトがあります。

私は共通テキスト作成のタスクフォースにいましたが、共通化を考えるにあたって、まず検討する範囲として、「要求事項(shall)」のISOマネジメントシステム規格について取り扱うことを決め、整合化ビジョンにもその方針は反映されました。

私が参加する前には、どのような構造を取るべきかという議論があって、そのアイデアを説明するために各国関係者から多種多様な図が出てきて、どうにもならなくなったそうです。PDCAモデルやプロセスアプローチといったメジャーな図だけでも考え方が違いますので、結局公平性を期すためにどれも採用しないという中立の立場、システムアプローチをとりました。

例えば「マネジメントレビューの場所が違う、最後にあるべきではないか」という議論があり、質問も頂くのですが、MSS(マネジメントシステム規格)はシステムですから、章立ての順番どおりに実施していくものではないのです。体系として、要求事項どうしが有機的につながっていると見なします。また、ISO14001にある「すべての箇条に手順を確立し…」のようなこともやめました。理由は、マネジメントシステムは、形式的な手続きではなく成果が重要といった議論があったからです。成果重視で規格をできるだけシンプルにする。このため、4章「組織の状況」の箇条4.4で「組織は、この規格の要求事項に従って、必要なプロセス及びそれらの相互作用を含む、XXXマネジメントシステム※を確立し、実施し、維持し、かつ、継続的に改善しなければならない」と包括的に記述し、ほかでは繰り返さないようにしています。

共通テキストを作った時、いくつもの分野別規格要求事項を

■附属書SL Appendix2

箇条	細分箇条
序文	
1.適用範囲	
2.引用規格	
3.用語及び定義	
4.組織の状況	4.1 組織及びその状況の理解 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 4.3 XXX マネジメントシステムの適用範囲の決定 4.4 XXX マネジメントシステム
5.リーダーシップ	5.1 リーダーシップ及びコミットメント 5.2 方針 5.3 組織の役割、責任及び権限
6.計画	6.1 リスク及び機会への取組み 6.2 XXX目的及びそれを達成するための計画策定
7.支援	7.1 資源 7.2 力量 7.3 認識 7.4 コミュニケーション 7.5 文書化した情報
8.運用	8.1 運用の計画及び管理
9.パフォーマンス評価	9.1 監視、測定、分析及び評価 9.2 内部監査 9.3 マネジメントレビュー
10.改善	10.1 不適合及び是正措置 10.2 継続的改善

照らし合わせて考えたのですが、同一の部分、誰もが同じだと認識する部分でなければ共通化はできません。例えば、ISO9001とISO22000(食品安全マネジメントシステム(FSMS))で密接に関係し、要求事項も重なっている部分が多くありますが、それがISO14001やISO50001(エネルギーマネジメントシステム)など他の全てのMSSと必ずしも同一のコンセプトではない場合は、共通化していません。

そういう意味では最小限の部分だけが共通テキストになったのですが、とはいえ共通部分は多いほうがいいという考え方で、要求事項のコンセプトが同じ部分をできるだけ探しました。共通化の目的のひとつとして掲げている、ユーザーの利便性を高めることとは、文書が読みやすく、特に複数の規格を適用している組織にとって理解しやすく、ユーザーフレンドリーなものを志向することです。コンセプトが同じ部分であれば、今の要求事項の文言とは少し違っていても共通化を図るべきだとJTCGのメンバーは考えて、お互いに妥協する努力を重ねてテキストを作りました。

※XXXマネジメントシステム:マネジメントシステム規格には品質、環境、食品安全など複数の種類があるので、統一的にXXXと表記しています。

導入企業の経営戦略を見据えた 新たな章立て構造を導入する

上位構造を作る際に、何か課題や問題になったことはありますか？

例えば、4章「組織の状況」や6章「計画」などでは、まったく新しい構造が導入されています。整合化ビジョンにもありますが、今後作られる、あるいは改正される全てのISOマネジメントシステム規格で使えるものを目指しました。旧態依然とした規格ではなく、将来的にも使っていける構造を考えなければいけない。つまり、経営の戦略的な部分に耐える構造を作らなければいけないという議論です。その結果が今回の4章と6章の構造です。

組織を取り巻く状況を経営環境と捉え、それを理解したうえで

経営環境の変化に対してマネジメントの方向性や戦略を考えることができる。そのようなマネジメントのフレームワークを持つことが必要です。共通テキストでは、そのような構造をリスクマネジメントの規格を参考にして取り込んでいます。

箇条4.1「組織及びその状況の理解」で課題を出し、4.2「利害関係者のニーズ及び期待の理解」で利害関係者の要求…となっていますが、人によっては順序が逆ではないかと思われませんか？

箇条4.1「組織及びその状況の理解」では、「組織の目的に関連し、かつ、そのXXXマネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定しなければならない」。4.2「利害関係者のニーズ及び期待の理解」では、「XXXマネジメントシステムに関連する利害関係者」と「その利害関係者の要求事項」を決定しなければなりません。そこには順序はありません。あるのは組織をとりまく状況の理解のひとつとしての利害関係者のニーズや期待だと思えます。4.2「利害関係者のニーズ及び期待の理解」が独立している理由は、利害関係者のニーズや期待、法的要求事項などの特定が、マネジメントシステム上特に重要だと考えられたために、この部分が特出しされただけなのです。箇条4.1「組織及びその状況の理解」と4.2「利害関係者のニーズ及び期待の理解」とを併せてコンテキスト(状況)だと思ってください。すべてを踏まえううえでマネジメントシステムを適用する範囲や計画を決めなければなりません。

規格の各章のつながりは大事だが 章立ての順序にこだわる必要はない

箇条4.1「組織及びその状況の理解」と4.2「利害関係者のニーズ及び期待の理解」を考慮して6.1「リスク及び機会への取組み」の計画に繋がるという構造になっていると考えてよいですか？

6.2「XXX目的及びそれを達成するための計画策定」は目標設定なので、5章のリーダーシップの内容を受けているように思いますが？

箇条6.1「リスク及び機会への取組み」は、「XXXマネジメントシステムの計画を策定するとき、組織は、4.1「組織及びその状況の理解」に規定する課題及び4.2「利害関係者のニーズ及び期待の理解」に規定する要求事項を考慮して、そのシステムが「意図した成果を達成できるか、望ましくない影響を防止又は低減できるか、継続的改善が図れるか」といったことのために「取り組む必要があるリスク及び機会を決定しなければならない」という内容です。ここには明らかな参照があり、4.1「組織及びその状況の理解」と4.2「利害関係者のニーズ及び期待の理解」で把握した内容が6.1「リスク及び機会への取組み」で考慮されなければいけません。優先的に取り組むべきリスクと機会を決めたうえで、どんなアクションをとるのが決まります。一方で、6.2「XXX目的及びそれを達成するための計画策定」では、「XXX目的は…XXX方針と整合している」ことが求められています。当然ながら5.2「方針」でトップマネジメントが立てた「XXX方針」と矛盾してはいけません。

2013年、JTCGでは共通テキストの理解に向けたガイダンス文書を作成しました。この中でも説明していますが、6.1「リスク及び機会への取組み」の「計画の趣旨は、潜在的なシナリオ及びそれがもたらす結果を予想し、これにより、望ましくない影響が発生する前に、それらへの対応をとって予防することである。同

様に、計画は、潜在的な便益又は有益な成果を与える好ましい状態又は環境を探し、そうした追求すべきものに関して計画することを含む」としています。考え方として、ISOマネジメントシステム規格に組織自ら取り組むこと自体が、従来の「予防処置」の要求事項が本来意図したことと同じ効果をもつものだという議論がありました。また、ガイダンスで「計画には、必要もしくは有益と考えられる活動をどのようにマネジメントシステムに取り込むか、すなわち、目的の設定(6.2)もしくは運用管理(8.1)を通じて取り込むのか、又は、その他の箇条[例えば、資源の提供(7.1)、力量(7.2)]を通じて取り込むのかを決定することも含まれる」とあり、6.1「リスク及び機会への取組み」で決定された対応すべき事項へ取り組むための計画には、6.2「XXX目的及びそれを達成するための計画策定」の目的設定も含めていろいろなやり方があると考えられています。

これに関して、今回10.2「継続的改善」では「組織は、XXXマネジメントシステムの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善しなければならない」と定めていますが、ガイダンスで「MSSの幾つかの箇条が、継続的改善の実現の助けとなり得る」として、6.1「リスク及び機会への取組み」、6.2「XXX目的及びそれを達成するための計画策定」、8.1「運用の計画及び管理」の強化、また9.1「監視、測定、分析及び評価」のパフォーマンス分析と評価、9.2「内部監査」、9.3「マネジメントレビュー」、10.1の「不適合の検出と是正処置」などを組織的に実施することで、改善に役立つと考えています。

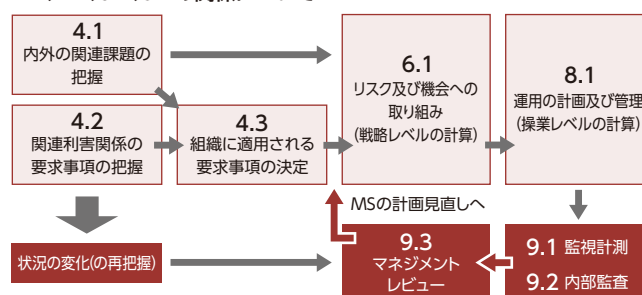
最終的には意図した成果が出てくることが重要ということですか？

箇条6.1「リスク及び機会への取組み」は、意図した成果の達成、望ましくない影響の防止又は低減、継続的改善のどれかに関わるリスクと機会を特定してそれに対応するための計画を立てるといった高次の、戦略的なレベルの計画です。その具体的な実施方策は、6.2「XXX目的及びそれを達成するための計画策定」で目的を立てることや、8.1「運用の計画及び管理」でオペレーショナルな管理方法を定めることにあります。手順、手続きを定めてコントロールしていくという手立てを取ることでおかまいませんし、モニタリングするだけの管理方法もあります。意図した成果を実現するためのやり方はたくさんあります。

継続的な改善を図るには、全てをやらなければいけないのですか？

要求事項はすべてやっていたかなくてはなりません。少なくとも、先ほどの質問にあったような箇条5.2「方針」と6.2「XXX目的及びそれを達成するための計画策定」だけが繋がっている、というわけではないのです。すべての事項が継続的改善に向けたマネジメントのツールの要素であると理解してください。

4.1、4.2、6.1、8.1の関係について



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 奥野氏作成資料より引用

さまざまに受け取られる「リスク」だが 必要なのは“取る”“取らない”を特定すること

6章で「リスクと機会」という新しい言葉が入ってきました。
これに関してなにか議論はありましたか？

リスクに関してはいろいろな考え方があり、共通化の度合いはあまり高くありません。なので、分野固有の規格では、その分野に固有の「リスク」を定義することが許されています。リスクという用語はISO31000(リスクマネジメント原則及び指針)で定義されていますが、個人的には、世間的な理解や受け止め方と乖離しているというか、理解するのが難しいと思います。一般的にリスクといえば悪い側にしか理解できないユーザーに受け入れられるかどうかといった議論があり、「機会」も並列としました。これは、米国COSOの内部統制フレームワークをはじめとして、ビジネスでは一般的な言い回しだと思います。そもそも、「リスク」という言葉を導入するかどうかかなり議論しましたが、最終的にはすでに発行されているISO31000(リスクマネジメント原則及び指針)を尊重しています。

3.09 リスク(risk) ▶ 不確かさの影響

注記1：影響とは、期待されていることから、好ましい方向又は好ましくない方向にかい(乖)離することをいう。

注記2：不確かさとは、事象、その結果又はその起こりやすさに関する、情報、理解又は知識に、たとえ部分的にでも不備がある状態をいう。

注記3：リスクは、起こり得る事象(JIS Q 0073の3.5.1.3)及び結果(JIS Q 0073の3.6.1.3)、又はこれらの組合せについて述べることによって、その特徴を示すことが多い。

注記4：リスクは、ある事象(その周辺状況の変化を含む。)の結果とその発生が起こりやすさ(JIS Q 0073の3.6.1.1)との組合せとして表現されることが多い。

(出所)ISO専門業務用指針2013年版 附属書SLより引用

今回の改正では、リスクベースのマネジメント手法を導入しています。先ほどお話した4.1「組織及びその状況の理解」、4.2「利害関係者のニーズ及び期待の理解」から6.1「リスク及び機会への取組み」への流れの部分で、いろいろと出てくる課題に優先順位付けを行ってから対応するということです。ただし、6.1「リスク及び機会への取組み」でリスクへの取組みを要求してはいますが、“正式”なリスクマネジメント、リスクアセスメントやリスク対応のプロセスについては、要求していません。正式な、とは、ISO31000(リスクマネジメント原則及び指針)をイメージしていると思います。事業継続や情報セキュリティなど、分野固有の理由から正式なリスクマネジメントの形式を取りたい場合には、リスクアセスメント及びリスク対応に関するテキストを追加すればいいのであって、環境や品質のようにそこまでの必要性がないMSS(マネジメントシステム規格)に対しては、柔軟性を残してあります。

リスクと機会についてどう捉えたらいいのでしょうか？

一般的なリスクと機会の考え方でいいと思います。機会とは、なにかをするのにいちばんいい時期を指し、そのタイミングを逃さないようにしていくことです。6.1「リスク及び機会への取組み」にある通り継続的改善にたどり着くため、意図した成果を達成するために取り組むのだと思います。リスクに関しても、そのマネジメントシステムが意図した成果を達成しない恐れや、望ましく

ない結果を防ぐためにやるというような理解でいいと思います。ISO31000(リスクマネジメント原則及び指針)ではリスクを「目的に対する不確かさの影響」と定義しているのですが、附属書SLの共通用語定義では「目的に対する」の部分がありません。これは、「目的」という用語の定義と矛盾してしまったために削除された部分ですが、このことがかえって混乱を招いているようです。今持っている情報や知識が完全完璧ということはありせんから、程度の差こそあれ組織は常に不確実性のなかで意思決定しなければなりません。これでいけると組織が計画した期待値に対して、良くも悪くも外れたときの影響がどのようなものかということ。これが不確かさの影響、つまりリスクです。特定された課題にまつわるリスクを、取るか取らないかの判断が必要となります。リスクを取ってでもやる意義がある、マイナスよりプラスの影響が大きいというのであれば、それでいいでしょう。用語の定義を考えるよりリスクを取るか取らないか、その後のアクションを考えるための特定が大切なのです。

技術的な話では、リスクと機会が同列だとかかしいという指摘もあり、JTCGでは根本的な共通理解はこれ以上できませんでした。今後、共通テキストをよりよいものに改正していく作業があるはずですので、そのときには議論をより深めていければと思っています。

電子化を見据えた改正でも 文書・記録管理の主旨は変わらない

今回の改正で共通化が進みます。そうすると文書管理などのやり方も共通化されるはずですが？

文書や記録の管理や内部監査などは、MSS間であまり違いがありません。つまり、かなりの共通化が期待される場所といえるでしょう。箇条7.5「文書化した情報」の部分は情報セキュリティと記録マネジメントシステムの各メンバーがこだわりを持って作ったのでテキスト量が増えましたが、十分すぎるので最後には少し削ってこの形になっています。

文書化した情報へと変わることを、登録組織は注目しています
がいかがでしょう？

「文書化した情報」には、従来の「文書」と「記録」の両方が含まれます。電子化の時代にこれらを区別する意味はあまりなく求められるのは情報管理だという議論があり、また文書イコール紙、ISOイコールペーパーワークという誤解から脱却するための変更ですが、もともとどのようなフォーマットであっても適切に管理しなければならないことは同じだったので、主旨自体は変わりません。ただし、いままでとは見た目が違うので、びっくりされる方もいらっしゃるかもしれませんね。

この附属書SLが発行された事で、ISOのマネジメントシステム規格が、組織の戦略的経営に欠かすことのできないツールとなっていくことを期待しております。

現在、ISO9001及びISO14001のISO専門委員会では、2015年の発行を目指して改正作業が進んでいます。

第2回 ISO9001/ISO14001規格改正についての説明会

今回のISO規格改正について

今回の規格改正については、2012年5月にISO規格を作成する際の指針である“ISO/IEC Directives(専門業務用指針)補足指針”が改正され、この中の附属書SLにおいて、今後制定・改正されるすべてのISOマネジメントシステム規格(ISO MSS)について、その構造、分野共通の要求事項及び用語・定義を共通化することが定められました。これに則って、現在ISO9001及びISO14001改正作業が行われています。

5月23日開催の第1回説明会については、各登録組織の連絡担当者様宛にDMでお知らせしましたが、定員を上回るお申込みをいただき、皆様のご要望にお応えするために第2回を開催することになりました。すでに第1回にお申込みの方でこの会も埋まっていますが、若干のお

申込みをお受けできる状況です。参加ご希望の方は、担当の山賀・半田までお問い合わせください。

この説明会のレポートは本会報誌「ISO NET Vol.100」7月発行号に掲載予定です。

今後、規格改正についての説明会は、ISO9001、ISO14001の改正内容が確実に2014年末から2015年春の段階で、東北、東京、大阪、九州などで開催する予定です。その際は、皆様にご連絡させていただきます。

また、毎月発信しておりますEメールマガジン「BLQE ISONEWS」でも、改正についての最新状況を逐次お知らせしております。

Eメールマガジンをご希望の方は、blqe-isonews@cbl.or.jpまで「送信希望」としてメールください。

第2回 ISO9001/ISO14001規格改正についての説明会の概要

■開催日時: 2014年6月9(月) 13:30~17:30

■開催場所: 一般財団法人 ベターリビング 7階会議室
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング
※JR、東京メトロ飯田橋駅 徒歩5分

■講師: 平林 良人氏 (株式会社テクノファ 代表取締役)

■募集人数: 60名 (1組織2名様までとさせていただきます)
(定員になり次第締め切らせていただきます)

■参加費: 無料

「規格改正についての説明会」のお申込みは、電話またはメール宛て、お問い合わせください。

▶ Eメール: info-blqe@cbl.or.jp 電話: 03-5211-0603 担当: 半田、山賀

ISO9001 **BL-QE主催**

品質マネジメントシステム内部監査員養成研修会(2日コース)

研修会の内容

新たに管理者になられた方、事務局などのISO関連部署に配属されたが、ISOマネジメントシステムを理解する上で役に立つ研修内容になっています。研修会では、マネジメントシステムの改善ポイントを発見し、改善して行く考え方をロールプレイを通して習得していただけます。マネジメントレビューに結果を報告する事ができる、提案力のある内部監査員の養成を目指しています。規格の改正によって内部監査の方法に大きな変更はありません。今回の研修会は、規格改正も視野に入れた解説を進めてまいります。

お申込み方法 ▶ 「内部監査員養成研修会」のお申込みは、同封の申込書に必要事項をご記入の上、ファックスでお送りください。また申込書は、<http://www.cbl.or.jp/event/140528.pdf>でも、入手可能です。

説明会の概要

■開催日時: 2014年5月28(水) 9:30~17:30 / 2014年5月29(木) 9:30~17:30

■開催場所: 一般財団法人 ベターリビング 7階会議室C
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング

■講師: 田中 正二氏
JRCA 品質マネジメントシステム主任審査員

■定員: 24名 (定員になり次第締め切らせていただきます)

■受講料: ●一般43,200円 / 1人(税込)

●弊センター登録組織 **32,400円** / 1人(税込)
(お二人目から21,600円)

<お問い合わせ先> 一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター

企画管理部企画課 担当: 半田、山賀 Eメール: info-blqe@cbl.or.jp 電話: 03-5211-0603

本誌は、弊センター登録組織から受領した「品質/環境マネジメントシステム審査登録申請書」「情報セキュリティマネジメントシステム審査登録申請書」「労働安全衛生マネジメントシステム審査登録申請書」に記載されている「申請者」宛に、発行の都度送付しております。送付業務は、効率的に一日も早くお届けできるように、弊センターから「宛名ラベル」を提供し発送を委託しております。弊センターは、発送委託業者との間における請書において、再委託業務も含めた機密保持義務を課す項目を定め管理を徹底するように努めております。今後ともこのような対応をいたします。

ISO NET (Center for Better Living) Vol.99 2014年4月18日発行
発行 一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター
代表者: センター長 東ヶ崎 清彦
担当: 企画管理部
TEL: 03-5211-0603 FAX: 03-5211-0594
ホームページ: <http://www.cbl.or.jp/>

